ロ　法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　違反した法令の規定
(2)　法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　該当することとなった者の氏名
(2)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
(3)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
(4)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
(5)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
(7)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称
ロ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
ハ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
ニ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
ホ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由
ト　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
五　前条第三号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更の年月日
六　前条第四号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の概要
七　前条第五号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の詳細
ニ　社内処分を行った場合はその内容
八　前条第六号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項
イ　訴訟又は調停の当事者となった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
(3)　管轄裁判所名
(4)　事件の内容
ロ　訴訟又は調停が終結した場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟又は調停が終結した年月日
(3)　判決又は和解の内容
九　前条第七号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　不利益処分の内容
ロ　不利益処分を受けた年月日及び理由
第二百四十二条の次に次の一条を加える。
（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）
第二百四十二条の二　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　第二百四十一条の二第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類
イ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類
(1)　取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
(2)　当該外国の法令及びその訳文
ロ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類
(1)　当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面
(2)　当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
(3)　当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
(4)　当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
二　第二百四十一条の二第二号に該当する場合　次に掲げる書類
イ　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面
ロ　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面